

後期高齢者医療制度のお知らせ

医療費のお知らせ(医療費通知)について

「医療費のお知らせ」とは？

健康管理の重要性をより強く意識していただくため、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ診療日数や医療費等を掲載した「医療費のお知らせ(医療費通知)」を、年2回、ハガキで送付しています。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和7年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和7年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和7年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合 計				230,000	23,000		11,490	6,900

「医療費のお知らせ」を活用しましょう

診療日数や医療費等に間違いがないか確認するとともに、医療費の推移や健康状況を把握することで自身の健康管理に努めましょう。

医療費控除の申告について

医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

亡くなった方の医療費のお知らせ

医療費のお知らせは、健康管理の重要性を意識していただくことを目的としていますので、亡くなった方へは送付しておりません。送付を希望される場合は、役場住民課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601 住民課後期高齢者医療担当 ☎ 56 - 2122

年金のお知らせ

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象となるのは？

老齢基礎年金を受給されている方

以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ▶ 65歳以上の老齢基礎年金を受けている。
- ▶ 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- ▶ 前年の公的年金等の収入金額(※1)とその他の所得との合計額が809,000円以下である。

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給されている方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ▶ 障害基礎年金、遺族基礎年金を受けている。
- ▶ 前年の所得(※2)が4,794,000円(※3)以下である。

※2 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※3 扶養親族の数に応じて増額となります。

請求手続き

すでに年金を受給されていて、今年度新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方

新たに支給対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が順次届きます。はがき形式の「年金生活者支援給付金請求書」を記入し提出してください。

すでに年金生活者支援給付金を受給されている方

年金生活者支援給付金を受け取っている方で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以降のお手続きは原則不要です。

これから年金を受給される方

年金の裁定請求手続きと併せて、年金生活者支援給付金の認定請求の手続きを行ってください。

詳しくはこちらでご相談を！

給付金専用ダイヤル ☎ 0570 - 05 - 4092

または 旭川年金事務所 ☎ 0166 - 25 - 5606

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56 - 2123

令和7年度福祉灯油等支給事業のお知らせ

冬期間における生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、採暖用燃料(福祉灯油等)に係る費用の一部を支給します。

対象世帯

令和7年11月1日以降、引き続き村内に居住している「令和7年度村民税の非課税世帯」のうち、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 70歳以上の高齢者がいる世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯
- (3) 18歳未満の子(一定の障がいをお持ちの子の場合は20歳未満)を扶養しているひとり親世帯

※上記に該当する場合でも、次の世帯は対象となりません。

- ① 施設入所者、長期入院患者等で、基準日以降引き続き2カ月以上不在の世帯
- ② 生活保護世帯

1世帯当たり
支給額 **21,000円**

《申請受付期間》

令和7年12月1日(月)～令和8年2月27日(金)

詳細は折り込みチラシ
をご確認ください！

☎ 福祉子育て支援課社会福祉担当 ☎ 56 - 2125

子育て等の悩みに関する相談窓口のご案内

☎ 福祉子育て支援課子育て支援室 ☎ 56 - 2125

子育て中、思わず怒鳴ってしまったり、手を出しそうになったりすることがあるかもしれません。しかし、子どもへの体罰は、子どもの心と身体に傷をつけるため、法律でも禁止されている行為です。子育てや親子関係で悩みを抱えている、または、虐待に関して気になることなどがあれば、お気軽に専門窓口にご相談ください。



親子のための
相談 **LINE**

子育てや親子関係について悩んだときに、子ども(18歳未満)とその保護者の方などが相談できる窓口です。

- ▶ 匿名(LINE上のアイコンとニックネーム)でも相談ができます。
- ▶ 相談内容の秘密は守られます。
- ▶ 右記二次元コードから登録できます。



LINE登録

児童相談所
虐待対応
ダイヤル **イチ ハヤ ク
189**

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。
あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。

- ▶ お住まいの地域の児童相談所につながります。
- ▶ 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
- ▶ 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。